

市からの 連絡帳

**10月は、市・都民税
普通徴収第3期の納期です。**
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎ 042-460-9831

届け出・税・年金

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 10月5日(土)・6日(日)午前9時～午後4時
場 いずれも田無庁舎のみ
●市税・納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎ 042-460-9832
▶保険年金課 ☎ 042-460-9824

国民健康保険被保険者証を更新

10月1日(火)から利用できる保険証を9月上旬から世帯主宛てに簡易書留で送付しました。不在のため郵便局で保管されていた保険証が、保管期間経過により戻ってきています。郵便物などお預かりのお知らせをお持ちの方は、保険年金課(田無庁舎2階)でお受け取りください。
持 お知らせ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・旧保険証など)・認め印
※田無庁舎へご来庁できない場合は、下記までご連絡ください。
▶保険年金課 ☎ 042-460-9822

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和2年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。
□対象期間 平成31年1月2日～令和2年1月1日
□調査方法 市職員が対象家屋を訪問

し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査
※調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。
□調査日時 事前に書面で通知し、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。
□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成31年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和2年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出
□減額範囲 居住部分の床面積120㎡^{未満}

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
申 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。
▶認定長期優良住宅について…
建築指導課 ☎ 042-438-4017
▶認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…
資産税課 ☎ 042-460-9830

年金生活者支援給付金制度がはじまります(令和元年10月1日施行)

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、

年金に上乗せして支給されるものです。受け取るには請求書の提出が必要です。

◆対象となる方
□老齢基礎年金を受給している方(以下の要件全てに該当)
●65歳以上である
●世帯全員の市民税が非課税である
●年金収入額とそのほかの所得額の合計が約88万円以下である
□障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
●前年の所得額が約462万円以下である
◆請求手続き
◇平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方に、日本年金機構から請求手続きのご案内を9月初旬から送付しています。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)を送付してください。
◇平成31年4月2日以降に対象となる年金を受給している(する)方で、要件を満たしている場合
年金請求時などに年金事務所または市役所保険年金課で請求手続きをしてください。
問 ●武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
●給付金専用ダイヤル
☎ 0570-05-4092(ナビダイヤル)
※050から始まる電話からは☎ 03-5539-2216
▶保険年金課 ☎ 042-460-9825

福祉

庁舎窓口到手話通訳者を配置

両庁舎でのお手続き・相談などが必要な場合にご利用ください。
□手話通訳者配置日 午後1時～5時

保谷庁舎	田無庁舎
10月2日(水)	10月18日(金)
11月6日(水)	11月15日(金)

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎ 042-438-4033
☎ 042-423-4321

東京都福祉サービス第三者評価

利用者が自分に合った福祉サービスを選択する際の目安となる情報提供を行うことやサービス提供事業者のサービス向上への取組を支援することを目的とし、市庁などで福祉サービス第三者評価の普及・啓発を進めています。
□福祉サービス第三者評価とは
事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表します。
□市内施設も評価を受けています
介護保険連絡協議会などを通じ、事業者にも第三者評価の受審を促進しています。評価の結果は、福ナビHPで閲覧

児童扶養手当

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。
▶子育て支援課 ☎ 042-460-9840

◆児童扶養手当

注 次のいずれかの状態にある18歳に達した日の属する年度の3月31日^{まで}(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父または母または養育者(公的年金の受給額により受給可能な場合あり)
●父母が離婚 ●父または母が死亡または生死不明 ●父または母に重度の障害がある ●婚姻によらない出生など
※詳細はお問い合わせください。
□支給制限 児童が次の状態にある場合は該当しません。
●里親に委託または児童福祉施設などに入所 ●請求者以外の父または母と同一生計 ●父または母の配偶者(事実上の配偶者※を含む)と同一生計 ●請求者または児童が日本に住所を有しない場合
※単身の異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

□手当の支払い月

申請日の翌月分から支給を開始し、令和元年11月は3カ月分、令和2年1月以降は奇数月に2カ月分を支払います。

□支給金額(月額) 単位:円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万2,910	4万2,900～1万120
2人目加算額	1万140	1万130～5,070
3人目以降加算額(1人につき)	6,080	6,070～3,040

□所得制限

受給者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意

手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

■別表 令和元年度児童扶養手当所得制限限度額表

(平成30年中の所得・令和元年11月～令和2年10月分の手当に適用) (単位:円)

扶養親族の数	児童扶養手当		孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者
	本人		
	全部支給	一部支給	
0人	49万	192万	236万
1人	87万	230万	274万
2人	125万	268万	312万
3人	163万	306万	350万
4人以上	1人につき加算38万		
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族加算15万 老人扶養10万		老人扶養6万(老人扶養のみの場合は、2人目から)

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

油・断・快適! 下水道 下水道に油を流さないで

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前に拭き取りましょう。この行動が川や海の良い水環境につながります。
▶下水道課 ☎ 042-438-4060

自転車の盗難に注意しましょう

自転車の盗難被害が多発しています。被害に遭わないために、日頃から対策を心掛けましょう。
□自転車の盗難を防ぐために
●駐輪するときは、短時間でも必ず施錠する
●自宅の敷地内や駐輪場に止めて施錠する
●鍵は壊されにくいU字ロック・ワイヤー錠・チェーン錠を併用するなどして防犯効果を高める
●照明や防犯カメラが設置され、管理人がいる管理の行き届いた駐輪場を利用
●行動パターンを読まれないように駐輪場所を頻繁に変更
●盗難被害に遭って乗り捨てられた場合など早期発見・返還のために防犯登録
●盗難保険を検討
□田無警察署からのお願い
盗難被害の約半数は、無施錠が原因です。未成年(小・中学生など)の無施錠も多いので、保護者の方は注意してください。複数ロックや盗難防止グッズの活用は効果的です。ぜひご検討を!
▶田無警察署 ☎ 042-467-0110
▶危機管理室 ☎ 042-438-4010